

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月
川 越 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 川越市は、埼玉県の南西部に位置し、都心より30km圏にあり、東武東上線が南北に、JR川越線が東西に、市を4分割するようになっており、西武新宿線の始発地となっている。

また、関越自動車道「川越インターチェンジ」が国道16号線との交差点にあり、国道16号線、及び国道254号線が市の縦横に走り、県南西部における交通の要衝となっている。

地勢は市の南部、西部から中央部まで平坦な武蔵野台地の東北端に位置し、北部、東部は低層な沖積地帯で、市の全域がほとんど高低差のない平地となっている。

この立地条件を生かして、北部及び東部は主として水稲・麦及び軟弱野菜を、南部及び西部は野菜等を主体とする農業生産及び、果樹、畜産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、施設園芸等の導入がみられる。

今後は、施設園芸等において、高収益の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域としての産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸等を展開する農家の間で、農地の賃貸借を推進し、地域複合としての農業発展を目指す。

さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図るため、引き続き、農業振興地域整備計画を基本として、秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本市の農業構造については、1戸あたり平均耕作面積が、約159アールで、首都圏に位置するため、恒常的勤務による兼業農家が多く、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な展開を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、土地改良や機械更新時、世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発

展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、いるま野農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、川越市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、埼玉県川越農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、川越地域農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」と言う。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設野菜等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めると同時に、農地所有適格法人等の、組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展が結

びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けて行う。

また、新規の集約的作目導入を図るため、再生協議会の下に、市場関係者や全国農業協同組合連合会埼玉県本部（JA全農さいたま）担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は14人であり、過去数年間、ほぼ横ばいの状況となっている。農業者の高齢化が進み、農業の後継者が不足する中で、耕作放棄地が増加しつつあり、今後、活力ある農業が将来にわたり営まれるためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、本市においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で10にまで増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的

かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構(公益社団法人埼玉県農林公社)による紹介、技術・経営面については農林振興センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単一経営 (個別経営)	<p><経営規模></p> <p>水田 12ha</p> <p><作付面積等></p> <p>水稻 8ha</p> <p>作業受託</p> <p>水稻 5ha</p> <p>麦 5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター 2台 38ps</p> <p>乗用施肥田植機 1台 8条</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>(ブーム・粒材散布)</p> <p>コンバイン 1台 5条</p> <p>育苗ハウス 600㎡</p> <p>温湯消毒器 1台</p> <p>等</p> <p><その他></p> <p>・経営規模は遊休農地等を積極的に借り入れて規模拡大を図る</p> <p>・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている</p> <p>・作業機械は個人所有、乾燥調整作業はカントリーエレベーター等を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める 直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に多様な販売を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 地域人材の活用を図る
主穀単一経営 (組織法人経営)	<p><経営規模></p> <p>水田 60ha</p> <p><作付面積等></p> <p>水稻単作 23ha</p> <p>水稻一麦 10ha</p> <p>大豆一麦 27ha</p> <p>もち加工 5t</p> <p>作業受委託 100ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター 1台 32ps</p> <p>1台 38ps</p> <p>1台 75ps</p> <p>乗用施肥田植機 2台 8条</p> <p>乗用管理機 2台</p> <p>コンバイン 3台</p> <p>大型育苗施設 1,500㎡</p> <p>温湯消毒器 2台</p> <p>等</p> <p><その他></p> <p>・経営規模は遊休農地を積極的に借り受けて規模拡大を図る</p> <p>・作業機械は法人所有、乾燥調整作業はカントリーエレベーター等を利用</p> <p>・年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う</p> <p>・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 パソコンを利用した経営管理 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る 組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める 加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入 従事者全員及び雇用の社会保険加入 就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする
基幹従事者 2人				
基幹従事者 6人				

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
軟弱野菜複合経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>水田 3ha パイプハウス 3,000㎡</p> <p><作付面積等></p> <p>水稲 3ha こまつな 90a えだまめ 60a とうもろこし 50a ブロッコリー 50a</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場 1棟 100㎡ トラクター 26ps 田植機 5条 コンバイン 4条 マニアスプレッター 1台 6.6㎡ トラック 堆肥盤 100㎡</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲栽培用機械の共同利用 ・土作りのための堆肥利用 ・パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・作物の生育診断、経営管理に高度情報管理システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力による作業の分業化
施設きゅうり経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>鉄骨ハウス 3,000㎡</p> <p><作付面積等></p> <p>促成きゅうり 1,000㎡ 半促成きゅうり 2,000㎡ 抑制きゅうり 2,000㎡ 半抑制きゅうり 1,000㎡</p>	<p><資本装備></p> <p>鉄骨ハウス 3棟 3,000㎡ 作業場 1棟 58.3㎡ 堆肥盤 100㎡ トラクター 26ps 自動カーテン装置 施肥かん水装置 トラック 温風暖房機</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は複合環境制御装置 ・施肥かん水は自動装置 ・集出荷場は共同利用 ・接き木作業の機械化及び同育苗 ・パソコンの活用 ・きゅうりは年2棟4作型 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・選別、荷造りの簡素化及び請負制度やパートを活用
施設トマト・露地野菜経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>ガラス温室 2,500㎡ 畑 30a</p> <p><作付面積等></p> <p>促成トマト 2,500㎡ こまつな 4,000㎡ ほうれんそう 60a</p>	<p><資本装備></p> <p>ガラス温室 2棟 2,500㎡ 作業場 1棟 100㎡ 堆肥盤 100㎡ トラクター 26ps 自動カーテン装置 施肥かん水装置 温風暖房機</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は複合環境制御装置 ・施肥かん水は自動装置 ・集出荷場は共同利用 ・パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水耕みつば 経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模> ガラス温室 3,000 m²</p> <p><作付面積等> 水耕みつば 27,000 m²</p>	<p><資本装備> ガラス温室 2棟 3,000 m² 作業場 1棟 100 m² 水耕装置 複合環境制御装置 全自動養液循環装置 パネル洗浄機 下葉取り機 全自動包装機 予冷库 1基 6.6 m²</p> <p><その他> ・年9作の周年栽培 ・施設は複合環境制御 ・養液管理は全自動化 ・パソコンの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、労務、経営管理にパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・パート労働力の導入
ほうれんそう 露地野菜経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模> 畑 2.0ha</p> <p><作付面積等> ほうれんそう 150 a さといも 30 a こまつな 100 a</p>	<p><資本装備> 作業場 1棟 100 m² 予冷库 1基 6.6 m² トラクター 26ps 22ps トラック 軽トラック 畑地かんがい施設 シーダーマルチャー 堆肥盤 100 m²</p> <p><その他> ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のためのイネ科作物の導入 ・畑地かんがい施設の活用 ・パソコンの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施・市況予測、経営管理などにパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力による作業の分業化
みずな 露地野菜経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模> 畑 2.0ha パイプハウス 3,000 m²</p> <p><作付面積等> みずな 200a ほうれんそう 100a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 3,000 m² 作業場 1棟 100 m² 予冷库 1基 6.6 m² トラクター 26ps 22ps トラック 軽トラック 畑地かんがい施設 シーダーマルチャー 堆肥盤 100 m²</p> <p><その他> ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のためのイネ科作物の導入 ・畑地かんがい施設の活用 ・パソコンの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、経営管理などにパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力による作業の分業化

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
だいこん 露地野菜経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>畑 3.0ha</p> <p><作付面積等></p> <p>だいこん 150a</p> <p>ほうれんそう 100a</p> <p>こまつな 70a</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場 1棟 100㎡</p> <p>予冷库 1基 6.6㎡</p> <p>トラクター 26ps</p> <p>22ps</p> <p>トラック</p> <p>軽トラック</p> <p>畑地かんがい施設</p> <p>シーダーマルチャー</p> <p>堆肥盤 100㎡</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のためのイネ科作物の導入 ・畑地かんがい施設の活用 ・パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、経営管理などにパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力による作業の分業化
茶経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>茶園 2.3ha</p> <p><作付面積等></p> <p>茶成木園 1.6ha</p> <p>茶未成木園 0.7ha</p>	<p><資本装備></p> <p>防霜ファン 1.6ha</p> <p>農機具庫 100㎡</p> <p>荒茶加工場 260㎡</p> <p>仕上加工場 60㎡</p> <p>冷蔵倉庫 35㎡</p> <p>栽培管理機械一式</p> <p>60K型製茶機1ライン</p> <p>仕上加工機械一式</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早、中、晩品種による適期摘採 ・防霜ファンの設置 ・製茶加工機械は全自動式 ・良質生葉の一部購入 ・パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・顧客管理、経営管理にパソコン等を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
切花経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>鉄骨ハウス 3,000㎡</p> <p>畑 20a</p> <p><作付面積等></p> <p>キンギョソウ 2,000㎡</p> <p>トルコキキョウ 1,000㎡</p>	<p><資本装備></p> <p>鉄骨ハウス 3棟 3,000㎡</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>保冷库 6.6㎡</p> <p>トラクター 26ps</p> <p>土壌消毒機</p> <p>暖房機</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスは複合環境制御 ・切花の周年生産 ・キンギョソウは3回切り 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、簿記記帳、経営診断等にパソコンを、各種情報収集にファクシミリを活用し、経営の合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力を確保し過重労働を防止する

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
バラ経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>アクリル温室 2,500㎡</p> <p><作付面積等></p> <p>水耕バラ 2,500㎡</p>	<p><資本装備></p> <p>アクリル温室 2棟 2,500㎡</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>多目的細霧装置 3台 2,500㎡</p> <p>養液栽培システム一式</p> <p>保冷庫 6.6㎡</p> <p>ライトバン 2,000cc</p> <p>土壌消毒機</p> <p>暖房機 3台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室は複合環境制御 ・バラの周年切花生産 ・労力の適正配分を図った養液栽培を導入 ・苗木は購入 ・パソコン、ファクシミリの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、簿記記帳、経営診断等にパソコンを、各種情報収集にファクシミリを活用し、経営の合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力を確保し過重労働を防止する
ぶどう経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>畑 1ha</p> <p>ビニールハウス 4,000㎡</p> <p><作付面積等></p> <p>巨峰（加温） 4,000㎡</p> <p>巨峰（露地） 60a</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場 1棟 100㎡</p> <p>ぶどう棚 100a</p> <p>ビニールハウス 4,000㎡</p> <p>トラクター 26ps</p> <p>スピードプレイヤー</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培と露地栽培の組合せによる収穫の長期化 ・パソコン、ファクシミリの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン、ファクシミリの活用、プリペイドの導入により経営管理や顧客サービスを充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力の活用により、適期の栽培管理と自家労働力の適正化を図る
酪農経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>経産牛 35頭</p> <p>飼料作付地 5ha</p> <p><作付面積等></p> <p>乳用牛 45頭</p> <p>飼料作物</p> <p>イタリアングラス 5ha</p> <p>トウモロコシ 2.5ha</p> <p>ソルガム 2.5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>牛舎 660㎡</p> <p>自動給餌機</p> <p>パソコン</p> <p>トラクター 50ps</p> <p>30ps</p> <p>ロールベアラ</p> <p>コーンハーベスタ</p> <p>堆肥舎 162㎡</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料生産基盤は、1団地水田30a、畑1ha以上 ・飼料作大型機械は共同利用 ・受精卵移植技術の活用 ・パソコンの活用 ・酪農ヘルパーを定期的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンの利用により高度な飼養管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・酪農ヘルパーを定期的に受け入れて飼養管理労働の軽減を図る

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>養鶏 5,000羽</p> <p><作付面積等></p> <p>鶏卵</p>	<p><資本装備></p> <p>鶏舎 6棟 580㎡</p> <p>販売所 1棟 33㎡</p> <p>トラクター 24ps</p> <p>フォークリフト</p> <p>パソコン</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値鶏卵の生産 ・直売の充実 ・パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンの利用により高度な飼養管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入
養豚 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>繁殖雌豚 55頭</p> <p><作付面積等></p> <p>肉豚 1,000頭</p>	<p><資本装備></p> <p>豚舎 5棟 1,200㎡</p> <p>汚水処理施設 1棟 123㎡</p> <p>飼料配合室 1棟 60㎡</p> <p>トラクター</p> <p>トラック</p> <p>フォークリフト</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎清掃の機械化 ・汚水処理施設整備 ・パソコン、ファクシミリの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンの利用により高度な飼養管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入
鉢物経営 基幹従事者 2人	<p><経営規模></p> <p>鉄骨ハウス 2,000㎡</p> <p>パイプハウス 1,000㎡</p> <p>畑 50a</p> <p><作付面積等></p> <p>パンジー 60,000p</p> <p>ペチュニア 30,000p</p> <p>日々草 30,000p</p> <p>ケイトウ 30,000p</p> <p>その他花壇苗 150,000p</p> <p>ボサ菊 20,000鉢</p> <p>その他 30,000鉢</p>	<p><資本装備></p> <p>鉄骨ハウス 2,000㎡</p> <p>パイプハウス 1,000㎡</p> <p>作業場 1棟 100㎡</p> <p>温風暖房装置</p> <p>用土混合機</p> <p>トラクター 26ps</p> <p>ポットインゴマシン 1台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は複合環境制御 ・セル成型苗利用 ・パソコン、ファクシミリの活用 ・花壇苗生産を主体とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・雇用労働力の確保により過重労働を防止

営農類型	経営規模等	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
洋ラン経営 基幹従事者 2人	<経営規模> アクリル温室 2,300 m ² <作付面積等> ファレノプシス 1,800 m ² カトレア 500 m ²	<資本装備> アクリル温室 2棟 2,300 m ² 多目的細霧システム 2棟 2,000 m ² 荷造り・出荷場 200 m ² トラック 2台 資材倉庫 200 m ² 暖房機 除湿機 <その他> ・温室は複合環境制御 ・鉢物及び切花の周年生産 ・カトレアは電照栽培、ファレノプシスは冷房栽培 ・全体の70%は鉢物生産し30%を切花出荷 ・パソコン、ファクシミリの活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、各種情報収集にファクシミリを活用し経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、基本方針の第4の2の埼玉県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地の取得や生活支援などの受入体制の整備、いるま地域明日の農業担い手育成塾による実践的研修の実施、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や農閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、職業としての農業の魅力等を発信する取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けること、農業体験ができる仕組みをつくること等により、農業に関する知見を広められるようにする。

また、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設ける、農業協同組合が運営する直売施設への出荷促進、新規就農者を対象とした交流研修等の機会の提供等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらの農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できるよう、市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体による連携体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農地中間管理機構及び農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業者等が

それぞれ担う。

- ③ 地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、支援センター、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、支援センター及び農林振興センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、支援センター及び農林振興センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

川越市においては、野菜を主体とする畑作栽培、水稻を主体とする主穀作栽培と、高低差の少ない地形を利用したバランスの取れた農業が盛んに行われている。

認定農業者等担い手への農地利用集積が少しずつ行われているが、経営農地は点在し比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図れず、担い手の更なる経営規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の在り方

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

そのため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進を図るエリア等の設定を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、基本方針の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)第11の1に規定する地域計画推進事業(以下「地域計画推進事業」という。)
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市のインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

イ 参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の地域コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

ウ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

② 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

③ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 市は農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善

事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作業の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の農用地利用規程認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ (4)の①のイに掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規

程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程に定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定認定団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業の受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図るものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、新技術の開発、高性能機械化体系の確立のため農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、各種事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作を中心とした輪作体系の望ましい経営の育成を図ることとする。

特に、農業協同組合・農用地利用改善団体等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 市は、美しいむらづくりの推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の

指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成 7 年 1 月 3 1 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 9 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 1 2 年 2 月 2 9 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 2 6 年 1 0 月 7 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和 3 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 2 7 日から施行する。

2 利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 3 1 日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前

日)までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。